

[標準様式例 4-3]

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	相馬港3号ふ頭地区岸壁(-12m)(耐震)復旧構造検討業務
業 務 概 要	本業務は、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被災した相馬港3号ふ頭地区岸壁(-12m)(耐震)の復旧のための構造検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和4年8月5日
契 約 業 者 名	株式会社日本港湾コンサルタント 東北事務所
契 約 業 者 の 住 所	仙台市青葉区花京院1-1-5
契 約 金 額	39,160,000 円(税込)
予 定 価 格	39,424,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和4年4月1日
履 行 期 間 (至)	令和4年8月23日
備 考	

令和4年度

随意契約理由書

1. 件名 相馬港3号ふ頭地区岸壁（-12m）（耐震）復旧構造検討業務
2. 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-5
（株）日本港湾コンサルタント 東北事務所
3. 随意契約理由

本業務は、令和4年3月16日（水）に発生した福島県沖を震源とする震度6強の地震により被災を受けた相馬港3号ふ頭1号岸壁（水深12m、耐震）の復旧図面、数量計算及び復旧工法の検討、並びに災害申請に必要な資料作成等を緊急に実施する必要があることから、国土交通省東北地方整備局副局長（以下、「当局」という。）と一般社団法人港湾技術コンサルタント協会（以下、「協会」という。）等の民間協力者との間で締結された「港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書」第4条第2項に基づき、当局が協会に対応可能な会員の報告を求めたものである。

協会からは、会員3者に対応可能であるとの報告があり、当局において当該3者の過去の災害復旧に関する業務実績等を勘案したうえで、同協定書第4条第1項に基づき、株式会社日本港湾コンサルタントを契約の相手方として特定し、同社に出動要請を行ったものである。

したがって、会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約を行うものである。